

今後のジェネリック医薬品使用促進事業の方向性について

1 福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会について

平成25年度は年3回の開催とし、県民が積極的にジェネリック医薬品へ切り替えられるよう、以下の事業を実施する。

(1) 県民への啓発事業

- ・これまでの普及啓発活動によって、県民のジェネリック医薬品に対する認知度は向上している。今後は、県民が進んでジェネリック医薬品に切り替えられるよう、差額通知事業に加え、新たな普及啓発活動を検討する。
- ・各モデル地区の差額通知事業の実施状況を報告し、ジェネリック医薬品への切替率を向上させる効果的な通知方法を検討する。

(2) 薬局における在庫問題

- ・薬局のジェネリック医薬品の在庫問題に対する解決策を検討し、薬局でのジェネリック医薬品の使用を促す方法を検討する。

(3) モデル市町による差額通知事業への一部補助の実施

- ・後期高齢者医療広域連合による差額通知事業、市町による差額通知事業への一部補助を実施する。

(4) 一般名処方の普及啓発

- ・一般名処方を発行している病院を増やすための対策を検討する。
- ・一般名処方の県民への普及啓発事業として、一般名処方に関する県民向けの情報提供資料を作成する。

(5) 各種調査

- ・ジェネリック医薬品流通実態調査を半年毎に実施し、結果を報告する。
- ・平成26年度にモデル病院の採用品目リストを作成するため、各モデル病院に対して採用品目の調査を実施する。
- ・平成26年度に県民モニターに対するジェネリック医薬品に対するアンケート調査、病院、薬局に対するジェネリック医薬品の採用実態調査を実施する。

2 地域協議会について

(1) 北九州市及び福岡市における地域協議会の開催

- ・地域の関係者（県、市、市医師会、市薬剤師会、複数の基幹病院等）でジェネリック医薬品の普及啓発に係る情報を共有し連携を深める。
- ・市で実施している差額通知事業の実施状況等を把握し、差額通知の切替率を引き上げる効率的な通知方法を検討する。
- ・地域独自の普及啓発活動を検討し、必要があれば、地域汎用ジェネリック医薬品リストを作成する。

(2) 筑紫地区、飯塚地区における取組み

- ・これまでに実施した地域協議会事業の取りまとめを行い、次年度以降の地域協議会の開催地区を広げるための基礎とする。

(3) 地域薬剤師会による備蓄事業（筑紫、飯塚地区）の実施

- ・筑紫、飯塚地区において備蓄体制等検討委員会を開催する。
- ・備蓄ジェネリック医薬品リストを更新する。
- ・備蓄事業の実施状況と成果を報告する。

3 その他

- ・県政出前講座
- ・その他講演（日本GE学会、九州山口薬学大会等）等での発表